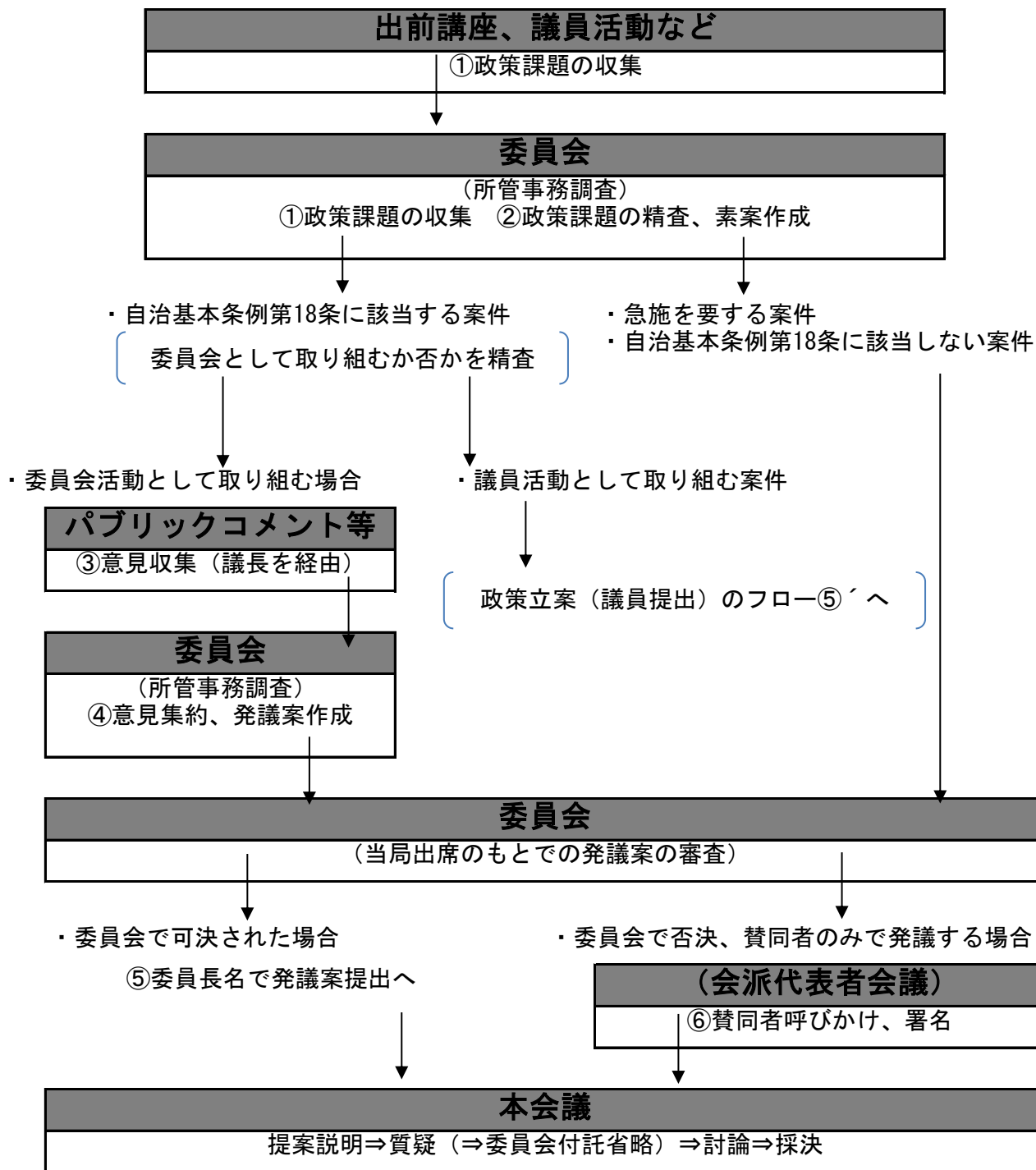


政策立案（委員会提出）のフロー



※議員提出の場合と同様、必要に応じて政策討論会や会議規則第169条に定める協議等の場を活用し、議会内の共通認識の醸成や合意形成を図るよう努めることとする。

※議員提出の場合と同様、立案にあたっては、その政策の実効性を高めるため、適宜、当局の見解を求めることとする。